

## よくある質問・変更点について

### 変更点

- ・ 建設工事および測量・建設コンサルタントは令和5年度分より滋賀県市町との共同受付となったため、市での受付はありません。
- ・ 役務の提供、物品の販売にかかる申請様式を統合しました。1通の申請書につき役務、物品の両方に申請することができます。  
※電算入力票は役務、物品それぞれについて作成いただく必要があります。
- ・ 行政手続きにおける押印見直しにより、申請書等への押印を廃止しました。ただし、入札書、契約書、請求書等は引き続き押印が必要となるため、それらに使用する印鑑については使用印鑑届等により届出をお願いします。

### よくある質問

- Q. 使用印鑑届に押印する印鑑は実印ですか？
- A. 自社で契約書等に押印される印鑑あれば実印でなくても構いません。
- Q. 納税証明書は原本が必要ですか？
- A. 写しで結構です。
- Q. 決算書の写しを添付する場合は、直近何年分必要ですか？
- A. 1年分で結構です。
- Q. 電算入力票（役務）の⑤免許資格入力票は何を入れればよいですか？また技術者数・技術者資格入力票で、希望する業務内容に応じた資格コードの技術者がいない場合はどうすればよいですか？
- A. 希望する業務に関して、事業所として有する免許や資格についてご記入ください。また、特に技術者がいない場合、該当のページは白紙で提出してください。